

舞台公演再開支援事業補助金交付要綱取り扱いに係る留意事項

1 (補助対象者) 第2 関係

(1) 対象分野は次のとおりとし、理事長が補助の対象となる団体等を選定する。

音 楽	ポピュラー音楽、邦楽、クラシック、ジャズ、オペラなど
演 劇	現代演劇、ミュージカル、人形劇、リーディング（朗読）など
舞 踊	クラシックバレエ、現代舞踊、コンテンポラリーダンス など
伝統芸能	能、狂言、歌舞伎、人形浄瑠璃、落語 など
そ の 他	漫才、コント、大道芸 など

(2) イベントアー、プロモーター、制作会社は対象としない。

2 (補助対象事業) 第4 関係

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け活動を休止していて、11月1日以降に初めて公演を行う舞台芸術団体又は個人を対象とする。

3 (補助金額) 第5 関係

芸術文化振興基金や文化庁等の補助、助成事業と重複している場合は、必ず連絡すること。
なお、文化庁の文化芸術活動の継続支援事業（第4次募集）の助成を併用して申請することはできない。

4 (承認事項等) 第10 関係

(1) 事業の内容変更のうち軽微なものとは、事業目的及び適正な遂行に支障を及ぼさない程度の変更と認められる場合のものをいう。

例1 参加人員、プログラム等の一部変更

例2 補助金の増減を伴わない補助対象経費の変更

(2) 次の場合は、軽微なものではなく、承認を要するものとして取扱う。(変更承認申請書の提出を要する。)

例1 実施期日、期間の変更ただし、天災等によりやむを得ず変更する場合であらかじめ承認を申請することができな いときは、報告をもって代えるものとする。

例2 実施場所の変更、実施回数の増減

例3 財団以外の補助金、助成金の決定がなくなったとき(事業の実施が可能な場合に限る。)

5 (補助決定の変更) 第11 関係

天災その他やむを得ない事情とは、次のような事例をいう。

例 疫病、地震、火災、風水害、雪害、公共交通機関の事故等

6 (補助事業の遂行状況報告) 第12 関係

報告は、任意の様式による書類での報告及び電話、FAX、メールによるものとする。

7 (完了報告) 第 14 関係

補助団体は、補助事業の収入・支出に関する日付、支払者、明細、金額等が確認できる証拠書類（帳簿、通帳、領収書、請求書、契約書等）を備え、これを整理し、かつ、これを事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管することとし、財団は、必要に応じて提出を求め又は現地調査を行うことができる。